

# 介護医療院施設サービス利用

## 重要事項説明書

介護医療院施設サービス利用について、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより次のとおり説明いたします。

### I) 概要

#### 1. 事業所の概要

事業所名	つくし会病院 介護医療院		
所在地	福岡県大野城市乙金3丁目18番20号		
管理者	野本 健一		
電話番号	092-503-2261	FAX 番号	092-503-2474
事業所指定番号	40B3200027		

#### 2. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人つくし会病院
法人所在地	福岡県大野城市乙金3丁目18番20号
代表者名	理事長 中村 奎吾
法人番号	2900-05-006717

#### 3. 施設の概要

構造等	
敷地	11,336.86 m <sup>2</sup> (うち借地 1,652.96 m <sup>2</sup> )
建物	鉄筋コンクリート造 (耐火構造)
	延床面積 1,668.12 m <sup>2</sup>
利用者定員	120名 (西1棟 60名 西2棟 60名)
療養室	2人室 8室 (1室 16.99 m <sup>2</sup> ~18.79 m <sup>2</sup> )
	4人室 26室 (1室 19.91 m <sup>2</sup> ~32.48 m <sup>2</sup> )
機能訓練室	399.29 m <sup>2</sup>
食堂・談話室兼レクリエーションスペース	2カ所 149.15 m <sup>2</sup> (各棟1ヶ所)
浴室・脱衣室	2カ所 55.87 m <sup>2</sup>
トイレ	4カ所 (各棟2カ所)

### II) 介護医療院の目的と運営方針

#### 1. 施設の目的

介護医療院は「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として平成30年4月より創設された介護保険施設です。日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

#### 2. 運営方針

長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとします。

また、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとします。

### Ⅲ) 勤務体制

サービスの提供に当たる職員の職種、員数は次のとおりとします。

- 医師 4. 16名 (常勤換算)
- 薬剤師 1. 2名以上
- 看護職員 西1棟 看護師 10名 准看護師 3名 介護職員 12名
- 看護職員 西2棟 看護師 7名 准看護師 4名 介護職員 12名
- 理学療法士 3名
- 言語聴覚士 1名
- 作業療法士 2名
- 管理栄養士 1. 2名以上
- 介護支援専門員 2名

### Ⅳ) 定員

介護医療院の定員は次のとおりとする。

- 西1棟 (多床室) 60名
- 西2棟 (多床室) 60名

### Ⅴ) 提供するサービスの内容に関する事項

介護医療院で提供する主なサービスの内容は次のとおりとする。

- 療養上の管理 ○看護 ○介護 ○機能訓練
- その他必要な医療ならびに日常生活上の支援

- ・医師、看護師による日常的な医学管理・看護
- ・管理栄養士による食事・栄養管理
- ・リハビリテーション
- ・口腔ケア ・入浴・保清 ・離床・整容
- ・排泄援助 ・相談・援助

## VI) 利用料に関する項目

医療法人つくし会病院の介護医療院施設サービス利用料は下記の通りと致します。

### 1. 施設サービス利用料（1ヶ月を30日として計算）

区 分	食事負担金 (1食でも算定)	居住費 (外泊でも算定)	入院一割負担金
課税所得 690 万円以上	1,500 円/日 ×30 日=45,000 円	437 円/日 ×30 日=13,110 円	140,100 円
課税所得 380 万円～ 課税所得 690 万円未満	1,500 円/日 ×30 日=45,000 円	437 円/日 ×30 日=13,110 円	93,000 円
一 般 世 帯	1,500 円/日 ×30 日=45,000 円	437 円/日 ×30 日=13,110 円	44,400 円
利用者負担 第3段階②	1,360 円/日 ×30 日=40,800 円	430 円/日 ×30 日=12,900 円	24,600 円
利用者負担 第3段階①	650 円/日 ×30 日=19,500 円	430 円/日 ×30 日=12,900 円	24,600 円
利用者負担 第2段階	390 円/日 ×30 日=11,700 円	430 円/日 ×30 日=12,900 円	15,000 円
利用者負担 第1段階	300 円/日 ×30 日=9,000 円	0 円/日	15,000 円

(区分第1～第3段階は介護保険負担限度額認定証による)

### 2. 施設サービス利用料（利用者負担額）の内訳（1ヶ月を30日として計算）

医療法人つくし会病院介護医療院ではI型介護医療院サービス費(Ⅲ)・(ii)多床室夜勤(Ⅳ)を選択しております

要介護1	805円×30日=24,150円(1割負担の場合)
2	914円×30日=27,420円(〃)
3	1,148円×30日=34,440円(〃)
4	1,248円×30日=37,440円(〃)
5	1,338円×30日=40,140円(〃)

- ・地域区分・・・・・・・・・・1単位=10,27円(特定診療費は除く)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・・・・・・6円/日 夜間勤務等看護加算 Ⅳ 7円/日
- ・初期加算(入所日より30日間)・・・・30円/日
- ・初期入所診療管理・・・・・・・・250円(入院2週間以内に1回のみ)
- ・リハビリ(理学療法(I)・作業療法)
  - 入所より4ヶ月迄・・・・・・・・123円/回
  - 入所より4ヶ月超・・・・・・・・1月に10回迄 ・ 123円/回
  - ・・・・・・・・・・・・・・・・1月に10回超 ・ 86円/回
- ・リハビリ(言語聴覚療法)
  - 入所より4ヶ月迄・・・・・・・・203円/回

- 入所より4ヶ月超・・・・・・・・・・1月に10回迄 ・ 203円/回
- 1月に10回超 ・ 142円/回
- ・リハビリテーション体制強化加算・・・・・・・・35円/回
- ・短期集中リハビリ実施加算・・・・・・・・240円/回
- ・認知症短期集中リハビリ実施加算・・・・・・・・240円/回
- ・感染対策指導管理・・・・・・・・6円/日
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・・・・・・5円/日
- ・褥創対策指導管理（Ⅰ）・・・・・・・・6円/日
- ・安全対策体制加算（入所時）・・・・・・・・20円/回
- ・薬剤管理指導（週1回・月4回迄）・・・・350円/回
- ・療養食加算・・・・・・・・6円/回
- ・経口維持加算Ⅰ・・・・・・・・400円/月
- ・経口維持加算Ⅱ・・・・・・・・100円/月
- ・協力医療機関連携加算・・・・・・・・100円/月
- ・医療情報提供（Ⅰ）・・・・・・・・220円（他の病院へ転院した場合）
- ・医療情報提供（Ⅱ）・・・・・・・・290円（退院し診療所に紹介した場合）
- ・緊急時治療管理・・・・・・・・518円/日
- ・退院時情報提供加算（Ⅰ）居宅・・・・500円/回
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）・・・・・・・・29/1000/日

※ 上記金額は1割負担の方の金額となる為、2割、3割負担の方は上記の金額の2倍、3倍のご負担となります。

※ CT等の複雑なレントゲンを撮影した場合や胃瘻交換を実施した場合は、医療保険での外来受診として請求いたします。

### 3. 利用申込者のみが負担するサービス料

私物洗濯料 400円/kg（乾燥重量）（上限7,700円）

散髪代（1回） 1,800円

その他 日常生活において、通常必要となるもので利用者の負担が適当と認められる費用

### Ⅶ) 施設サービス計画書作成に関する事項

利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を、介護支援専門員（ケアマネージャー）に担当させ作成いたします。

### Ⅷ) 事故発生時の対応に関する事項

利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族・身元引受人等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

### Ⅸ) 業務継続計画の策定等に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

## X) 非常災害時の対応に関する事項

当施設に災害対策に関する担当者を置き、非常災害に対する取組みを行います。  
非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し  
非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に  
周知します。避難、救出、その他必要な訓練を定期的に行います。

## XI) 虐待の防止のための措置に関する事項

1. 当施設は利用者等の人権の擁護と虐待の発生またはその再発を防止するために必要な措置を講じます。
2. 虐待防止のための委員会の設置と定期的な開催、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
3. 従業員が利用者等の権利擁護に取り組める体制・環境の整備に努めます。
4. 虐待防止のための指針を整備し、従業員に対して虐待を防止するための研修を定期的  
に実施します。
5. 当施設のサービス提供にあたり、従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者  
を発見した場合は速やかに、これを市町村等関係機関に通報します。

## XII) 身体拘束その他の行動制限に関する事項

当施設は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、  
身体拘束、薬剤投与その他の方法による行動制限をしません。利用者の行動を制限する  
場合は利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明  
いたします。また、この場合には事前または事後速やかに、ご家族、身元引受人等に対し、  
利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明いたします。

## XIII) サービスに関する苦情処理等の事項

1. 利用者、利用者のご家族・身元引受人等は医療法人つくし会病院が提供する介護サービス  
等に疑問や苦情がある場合は、苦情受け付け窓口にお問い合わせおよび申立てをすることが  
できます。  
この場合、当施設はすみやかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに  
改善の方法について利用者および申立人等に文書等で報告いたします。
2. 当施設は前項の問い合わせおよび苦情申立てがなされたことをもって、利用者に対して  
いかなる差別、不利益も生じさせません。
3. 苦情、相談等の受付は、東館1階の医療事務室（医事課）と医療・介護相談室とし、  
看護部長並びに医事課長でその任務にあたります。  
(行政の苦情・相談窓口は国保連合会介護保険課および各市町村の介護保険係が行って  
おります。)

※ つくし会病院 苦情相談受付電話番号 092-503-2261 (代表電話番号)  
(介護医療院) 092-503-2474 (FAX 番号)

※ 福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 (介護サービス相談窓口)  
住所 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号  
電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7856

#### **XIV) 秘密保持に関する事項**

1. 当施設および乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲およびその身元引受人等の秘密を洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 当施設は居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲、甲の身元引受人等に関する情報を提供する必要がある場合には、事前に各関連する者の同意を得ることとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、当施設は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができ、その場合当施設は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

#### **XV) 介護サービス提供記録の開示に関する事項**

利用者、利用者のご家族、身元引受人等は医療法人つくし会病院が利用者について提供した介護サービス記録を医療事務室に問い合わせ、開示請求をすることができます。

開示する場合には、次の手数料をご負担いただきます。

(基本料 3,000 円 + 書類複写枚数 × 20 円) × 110% (消費税)